施設基準等の届け出事項

当病院は、厚生労働大臣の定める施設基準等について以下の届出を行っています。

1．A 病棟（急性期治療病棟）

① A 病棟では 1 日 10 人以上の看護職員が勤務しております。

② 時間帯ごとの配置は次の通りです。

- 朝 8 時 00 分～夕方 16 時 00 分までは、看護職員 1 人当たりの受け持ちは 7 人以内です。
- 夕方 16 時 00 分～夜間 22 時 00 分までは、看護職員 1 人当たりの受け持ちは 20 人以内です。
- 夜間 22 時～朝 8 時 00 分までは、看護職員 1 人当たりの受け持ちは 20 人以内です。

2．B 病棟（療養病棟）

① B 病棟では 1 日 10 人以上（看護師 2 名･准看護師 3 名以上）の看護職員が勤務しております。

② 時間帯ごとの配置は次の通りです。

- 8 時 00 分～夕方 16 時 00 分までは、看護職員 1 人当たりの受け持ちは 9 人以内です。
- 夕方 16 時 00 分～夜間 22 時 00 分までは、看護職員 1 人当たりの受け持ちは 25 人以内です。
- 夜間 22 時～朝 8 時 00 分までは、看護職員 1 人当たりの受け持ちは 25 人以内です。

3．C 病棟（一般病棟）

① C 病棟では 1 日１０人以上の看護職員が勤務しております。

② 時間帯ごとの配置は次の通りです。

- 朝 8 時 00 分～夕方 16 時 00 分までは、看護職員 1 人当たりの受け持ちは 9 人以内です。
- 夕方 16 時 00 分～夜間 22 時 00 分までは、看護職員 1 人当たりの受け持ちは 25 人以内です。
- 夜間 22 時～朝 8 時 00 分までは、看護職員 1 人当たりの受け持ちは 25 人以内です。

WAKAHISA HOSPITAL

4．D 病棟（一般病棟）

① D 病棟では 1 日１１人以上の看護職員が勤務しております。

② 時間帯ごとの配置は次の通りです。

- 朝 8 時 00 分～夕方 16 時 00 分までは、看護職員 1 人当たりの受け持ちは 8 人以内です。
- 夕方 16 時 00 分～夜間 22 時 00 分までは、看護職員 1 人当たりの受け持ちは 26 人以内です。
- 夜間 22 時～朝 8 時 00 分までは、看護職員 1 人当たりの受け持ちは 26 人以内です。

5．その他の届出事項

・**救急医療管理加算**
当院は、地域における緊急医療体制の保険医療機関であって、緊急に入院を必要とする重症患者さんに対して救急医療を行った場合に入院した日から所定点数を加算しています。

・**精神科身体合併症管理加算**
入院患者さんで身体合併症を併発した精神疾患患者さんに精神科医と内科医が協力して治療を計画的に 提供しています。

・**薬剤管理指導料**
薬剤師が医師の同意を得て薬剤管理指導記録に基づき、服薬指導をしています。

・**精神科作業療法**
作業療法士が入院と外来の方を対象にして、作業や運動を通し、社会生活機能の回復を目的とした治療プログラムを提供しています。

・**精神科デイ・ケア「大規模なもの」**
外来患者さんに、社会参加、社会復帰、復学、就労などを目的とした様々なグループ活動を行っています。「精神科医師及び専従する３人の従事者：計４人に対して１日５０人を限度」

・**精神科ショート・ケア「小規模なもの」**
外来患者さんに、社会参加、社会復帰、復学、就労などを目的とした様々なグループ活動を行っています。「精神科医師及び専従する１人の従事者：計２人に対して１日 20 人を限度」

・**依存症入院医療管理加算**
アルコール依存症又は薬物依存症の入院患者に対して、医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等による依存症に対する集中的かつ多面的な専門的治療を提供しています。

・**精神病棟入院基本料（15：1）**
当院のＣ病棟、Ｄ病棟は（日勤・夜勤合わせて）入院患者さん 15 人に対して１人以上の看護職員を配置しています。

・**看護配置加算**
当院では、看護師比率が 40%以上と規定されている入院基本料を算定している病棟全体において、70%を超えて看護師を配置しています。

・**看護補助加算（50：1）**
看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護助手を配置しています。

・**精神科応急入院施設管理加算**
医療と保護の為に入院の必要があると判断された患者さんで、その家族等の同意を得ることができない場合には、精神保健指定医の診察により、72 時間以内に限り、応急入院となります。

・**精神科救急搬送患者地域連携受入加算**
医療と保護の為に入院の必要があると判断された患者さんで、その家族等の同意を得ることができない場合には、精神保健指定医の診察により、72 時間以内に限り、応急入院となります。

・**精神科急性期治療病棟入院料１（13：1）**
精神症状が悪化した急性期の集中的な治療が必要な精神障害の方々が入院される病棟です。急性症状の鎮静を最優先に心身の安静に勤め患者様の症状や状態を理解・把握し症状に合った様々な治療（薬物療法・精神療法・作業療法）を行っています。

WAKAHISA HOSPITAL

・**精神療養病棟入院料**
病状の安定した患者様や、長期的な治療・療養が必要な方々が、入院される開放病棟です。それぞれの症状に合った治療や看護を提供し、社会復帰と自立を援助しています。

・**抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る）**
統合失調症患者さんに対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、月１回に限り、当該薬剤を投与したときに算定しています。

・**医療保護入院等診療料**
措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院に係る患者さんについて、精神 保健指定医が治療計画を策定し、入院期間中１回に限り算定しています。

・**認知療法・認知行動療法 1**
「現実の受け取り方」や「ものの見方」を認知といいますが、この認知の偏りを修正し、手助けをする事を目的とした精神療法 (心理療法) の一種です。

・**通院・在宅精神療法の注 11 に規定する早期診療体制充実加算**
精神疾患の早期発見及び重点的な診療等を行えるよう、地域の精神科医療体制へ貢献し、担当医・多職種による質の高い精神科診療を継続的に実施した場合について算定しております。

・**通院・在宅精神療法の注 8 に規定する療養生活継続支援加算**
患者さんの地域定着を推進する観点から、精神科外来への通院及び重点的な支援を要する患者さんに対して、多職種による包括的支援マネジメントに基づいた相談・支援等を実施した場合について算定してります。

・**入院時食事療養 (Ⅰ)・入院生活療養費（Ⅰ）**
「入院時食事療養費（Ⅰ)」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）適温で提供しています。

・**外来・在宅ベースアップ評価料（1）**
本評価料は医療従事者の処遇改善にその金額を充当することにより、物価高騰の中、医療従事者が安心して職務に従事する事を目的とし、初診、再診、訪問診療を行った場合に算定します。

・**入院ベースアップ評価料（40）**
主として医療に従事する職員（医師・歯科医師を除く）の賃金改善を図る体制につき入院患者に対して１日につき算定します。

・**診療録管理体制加算（2）**
適切な診療記録の管理を行っている体制を評価するものであり、現に患者に対し診療情報を提供している保険医療機関において、入院初日に限り算定します。

・**データ提出加算（1・3）**
地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療情報の請求状況等に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合に入院患者に対して所定点数を加算します。

・**電子的診療情報連携体制整備加算 3（外来）/2（入院）**
医療 DX 関連施策の進捗等を踏まえ、マイナ保険証の利用やサイバーセキュリティ対策等普及した関連サービスの活用を基本に、質の高い医療提供を評価するもので、外来受診時、入院初日に所定点数を加算します。

・**精神科慢性身体合併症管理加算**
精神病床に入院している患者で、糖尿病又は特定疾患療養管理料の対象疾患に対して、内科を担当する医師の診察が行われた場合に月１回に限り算定します。

・**通院・在宅精神療法の注９に規定する心理支援加算**
心理に関する支援を要する神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害を有する者に対して、所定労働時間を満たす勤務を１年以上行った経験のある公認心理師が精神科医師の指示を受け心理支援を 30 分以上実施した場合に月に２回に限り算定します。

・**通院・在宅精神療法の注 13 に関する事項**
非精神保健指定医による通院・在宅精神療法において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関は、所定点数を算定します。
※届け出のない保険医療機関においては所定点数の 100 分の 60 に相当する点数を算定

・**医療観察心理支援加算**
指定通院医療機関で外傷体験による症状を抱える通院対象者に対し、精神科医の指示を受けた公認心理師が対面で 30 分以上の心理支援を実施した場合に月に２回に限り算定します。

・**医療観察療養生活継続支援加算**
指定通院医療機関に通院する対象者に対し、精神保健福祉士などの多職種が共同で「療養生活の支援に関する計画書」を作成し、面接及び関係機関との連絡調整を行って地域生活を継続する支援を評価する加算です。

令和７年４月１日から「入院時の食事療養費の負担額」が変わります

当病院は、厚生労働大臣の定める施設基準等について以下の届出を行っています。

	所得区分		変更前	変更後
			令和７年３月 31 日まで	**令和７年４月１日から**
	70 歳未満の方	70 歳以上の方	１食につき	**１食につき**
A	区分　ア	現役並　Ⅲ	490 円	**510 円**
	区分　イ	現役並　Ⅱ		
	区分　ウ	現役並　Ⅰ		
	区分　エ	一般		
B	C、D のいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病の方		280 円	**300 円**
C	区分　オ 90 日目まで	低所得Ⅱ 90 日目まで	230 円	**240 円**
	区分　オ 91 日目から	低所得Ⅱ 91 日目から	180 円	**190 円**
D		低所得Ⅰ	110 円	**110 円**

WAKAMIYA HOSPITAL

特別療養環境の提供

下記の通り特別室を準備いたしております。
希望される方は、お申し出ください。

A病棟

部屋番号	付帯設備	料金（税込）
１０号室	個室・トイレ・バス洗面台付	2,200円/日
１・２・８号室	個室・洗面台付	1,100円/日

B病棟

部屋番号	付帯設備	料金（税込）
１０号室	個室・トイレ・バス洗面台付	2,200円/日
８号室	個室・洗面台付	1,100円/日
１・２号室	２人室・洗面台付	550円/日

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる 明細書を無料で発行することと致しました。
また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成３０年４月１日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

WAKAHISA HOSPITAL

医療法人慈光会　宮崎若久病院
院長　牧田　昌平